

介護保険システム等標準化検討会 ベンダ分科会
議事概要

日時：令和3年10月29日（金）10:00～11:45

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールーム A・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席 齊藤 真悟 株式会社RKKCS 次世代システム開発部（代理出席）
出席 末武 純 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 第3開発課長
出席 中西 稔 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席 荻原 宏二 株式会社電算 公共ソリューション2部
出席 濱田 裕介 株式会社アイネス 公共ソリューション本部 東日本基幹ソリューション部
首都圏第七課 主任
出席 玉置 直人 日本電気株式会社 公共システム開発本部 マネージャー
出席 村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部 第二開発本部
第二開発部 課長
出席 田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部
社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー
欠席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席 池端 桃子 デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付
欠席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長補佐
欠席 巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
老健局介護保険計画課 社会・援護局障害福祉部企画課 併任
欠席 坂本 裕一 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席 富澤 直嗣 厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長
出席 中村 美咲 厚生労働省老健局介護保険計画課

【議事次第】

1. 開会
2. 標準化対象外の実装方法について
3. 住記・税情報のサブセット及び照会ログについて
4. 1.1 版案に対するベンダ意見の確認
5. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・資料2にある第4回自治体システム標準化関係府省会議資料の抜粋部分について、資料の見方を教えていただきたい。図の右側の標準化対象外の事務について、Gov-Cloudに乗せることができるのかそれとも乗せることができないのか等、教えていただきたい。例えば、総合事業においては被保険者証への印字や国保連合会との連携等があり、介護保険と密接な事務として一体的にやるべきと考えているが、API連携の場合、どのようになるのかイメージできない。

⇒（デジタル庁）まず、資料の大前提として、Gov-Cloudへ乗せることができる範囲を示した資料ではない。資料で示したい内容は、標準準拠アプリがノンカスタマイズ原則を徹底することを強調し、わかりやすく説明するための資料である。具体的には事務局からの説明のとおり、独自施策の処理について考え方を図示した資料である。密接に関連する標準化対象外の事務をGov-Cloudに乗せることができるか否か等について、先行事業の検証結果を踏まえて対象とする範囲や考え方は詳細化していく方針であるため、現時点で説明できる内容はない。

⇒（構成員）Gov-Cloudに乗せられる範囲は先行事業を踏まえて検討ということで理解した。ベンダとしては対象となる範囲や考え方が早期に決まらないと、実装方法等が決めづらいというのが率直な意見である。総合事業についてはベンダによって実装方法は違うと思うが、現行システムで一体的に実装している場合、分離して実装すべきか、現行のままでよいのか早めに判断する必要がある。

⇒（事務局）青色で示されている標準化対象の事務はPaaS、赤色で示されている標準化対象外の事務はIaaSになると想定しており、クラウド上では別領域になると考えている。赤色の標準化対象外の事務もGov-Cloud上に構築できたとしても、クラウド環境は別になると考えている。先行事業の検証結果は令和4年度に示される予定であるため、現時点で回答できる内容はないが、懸念されている点は事務局も認識している。

○事務局

- ・事務局の懸念事項として、国保連合会から送付される給付実績等のファイルは現状「介護・予防給付」分と「総合事業」分が一体となって保険者に連携されている。システム標準化に伴い、標準化対象の事務と標準化対象外の事務が分けられて実装された場合、標準化対象である「介護・予防給付」分と標準化対象外である「総合事業」分の情報はそれぞれで処理することになるため、国保連合会から送付されるファイル自体を分けて送付してもらわなければ処理ができないのではないかと考えている。標準化対象外の考えが明確化された後になるが、老健局より国保中央会へ各保険者に送付する給付実績等のファイルを「介護・予防給付」分と「総合事業」分に分けて送付するようシ

システム変更も含め、依頼することになるのではないかと考えている。

⇒（厚生労働省情参室）「介護・予防給付」と「総合事業」のファイル分割について、標準仕様書に明記して公表した場合、すべての自治体から賛同を得られないことも考えられる。ファイルを分割せずに対応できるよう、総合事業等も標準化の対象に含めるべきという意見が出てくる可能性があるため、どのように説明するか整理していく必要があると考える。

○厚生労働省情参室意見

・標準化対象外の事務はIaaSとして別仮想環境になることは理解できるが、デジタル庁の説明では標準準拠システムのパラメタによる機能として備えることもできるという解釈ができると考えている。標準化対象外の事務がIaaSのみとなるのか、標準準拠システムの一部の機能として実装可能なのか、どういった整理なのか教えていただきたい。また、標準準拠システムの一部の機能として実装可能である場合、標準化法第8条2項と解釈してよいのか等、教えていただきたい。

⇒（デジタル庁）質問の視点としては標準仕様書のレベルと実装における具体的な開発のレベルの2つがあると思う。標準仕様書では要件や粒度は業務により様々あると思うが一意に定めることが前提になる。パラメタや画面要件等の実装方法は各社が創意工夫する部分であるため、標準仕様としては実装方法の詳細な部分まで指定する必要はないと考える。あくまでも標準準拠システムにて、できることとできないことを一意に定めていくことが重要と考える。

○構成員意見

・API連携等の具体的な連携方法を教えていただきたい。

⇒（デジタル庁）API連携等の「等」は、API連携に限定した連携ではないことを示したものである。標準準拠アプリ自体がノンカスタマイズであり、密結合ではなく疎結合であることを強調するにあたり、例示としてAPI連携を出しているが限定するものではないため、API連携等と記載している。連携手法については、ベンダの知見も踏まえ教えていただきたいと考えている。

⇒（構成員）連携が必要であれば、ベンダや自治体で連携方法を検討する位置づけでよい。

⇒（デジタル庁）標準準拠アプリと密結合した場合、標準化対象外の事務が様々変動することに伴って標準準拠アプリも変更しなければならないと考える。結果として必然的に標準準拠アプリのカスタマイズが横行することになり兼ねないため、実装は疎結合でお願いしたいと考えている。API連携以外の連携方法について、検討されているものがあれば教えていただきたい。

⇒（構成員）連携する場合、データ連携は必要と考えているが、具体的な連携方法について検討できている状況ではない。

⇒（デジタル庁）具体的な連携方法について、確認事項等の問合せや意見交換も対応可能であるため、必要に応じて連絡していただきたい。

○厚生労働省情参室意見

・コロナ対策の関係でクラウドネイティブの環境で構築したシステムとして、1つのシステムを12個のパーツに機能を分け、それぞれのコンテナ間はすべてAPI連携を使用した。クラウドネイティブのイメージとしてはAPI連携によってガバメントクラウド上に標準化対象システムと標準化対象外システムを同居させて運用することは可能ではないかと考えている。

⇒（事務局）仮想領域として同じ領域に構築できるのであればAPI連携で運用可能と考えるが、別の

領域となった場合にどのように連携できるのか各ベンダは疑問を抱いていると考える。Gov-Cloud上で標準化対象と標準化対象外がどのように定義されるのかによると考える。

○構成員意見

- ・標準化対象外の総合事業について、介護保険と同じ業務フローで運用しており、市町村による運用の差異はパラメタの切り替えで対応している。考え方として総合事業も標準化対象にある独自施策のパラメタ部分に含めることも検討してほしい。

⇒（事務局）総合事業について、法令を踏まえた整理として標準化対象外としていることは検討会等で説明しているとおりであり、来年3月に公開予定の標準仕様書第1.1版においても標準化対象外という整理としている。今後、総合事業の事務を基準省令にどう記すか等の懸念事項はあるが、標準化対象外だと運用に影響がある等の意見が上がる可能性も踏まえ、標準化対象に含めるか否かは引き続き検討したいと考えている。

○事務局

- ・資料3のパターン1やパターン2において、住民記録や税務の情報を参照した際のアクセスログは管理する必要があると事務局では考えているが、各ベンダの見解を確認したい。また、パターン1やパターン2の連携が認められない場合の影響も各ベンダに確認したい。

⇒（構成員①）業務側でアクセスログの管理は行うべきと考える。また、パターン1やパターン2が認められない場合、マルチベンダで運用している自治体は影響が甚大であると考ええる。

⇒（構成員②）パターン1やパターン2の場合にアクセスログを管理すべきではないという意見について、住民記録システム側と重複するため等の理解でよいのか。

⇒（事務局）住民記録情報や税情報を各業務が参照等を行う場合、アクセスログは参照する側で管理すべきではない、参照される側が管理すべきという意見であったが、当意見はパターン3を前提とした意見と想定している。パターン1やパターン2においては、参照される側がアクセスログ管理を行うことはできないと考えるため、業務側でログ管理すべきと考えている。

⇒（構成員③）事務局と認識は同じである。パターン1やパターン2の場合も、業務側でアクセスログを管理しているため、アクセスログの観点のみでパターン3だけが許容されるのは違うのではないかと考えており、影響も大きいと考える。

⇒（構成員④）業務側でログの管理は行うべきと考える。また、パターン1やパターン2が認められない場合は、マルチベンダで運用している自治体への影響は甚大であると考ええる。

⇒（構成員⑤）パターン3に限定される場合、影響は甚大である。また、パターン3のAllInOneシステムであっても税情報を介護保険側で所得マスタ等として保持することがあり、アクセスログ管理としてはパターン3であっても多少影響はあると考える。ログについて、バッチ処理等の一括処理において、照会した際のログをどこまで取るべきなのか、場合によってはアクセスログが大量となるため、どこまで管理すべきなのか確認したい。

⇒（事務局）まず、アクセスログは非機能要件であるため、デジタル庁にて定めるものと考えている。一般的な考え方として、職員が画面等で目視するときに誰が誰の個人情報を見たとを確認できるようにするためにアクセスログを残すものである。バッチ処理等の職員が目視していない場合については、大半のベンダシステムでは1件1件のアクセスログは記録していない認識である。デジタル庁より標準非機能要件としてログの考え方等が示された場合、示された内容に倣

うことになるが、介護保険として住民記録や住民税の各情報を保持するパターンもあるため、アクセスログ管理は明記する必要があると考えたため、標準仕様書に記載している。バッチ処理等における大量のアクセスログに関する考え方等についてはデジタル庁にて検討いただきたいと考えている。

⇒（厚生労働省情参室）資料3の課題については2つあると考える。1つ目は住民記録情報や住民税情報を介護保険側で保持する必要があるのか、2つ目はアクセスログを管理する必要があるのか、の2つである。1つ目の住民記録情報と住民税情報について、極論を言えば介護保険側に持つべきではないと考えるが、介護保険側で必要とする住民記録や住民税の各情報を必ずしも住民記録や住民税のシステム側で管理しているとは限らないため、介護保険制度を適切に運用するためには個別に保持する必要があると理解しており、パターン1とパターン2の構成も必要であると考えている。ただし、将来的にはAPI連携でスムーズに情報連携することが可能であれば、パターン3があるべき姿であると考えている。2つ目のアクセスログについては、管理しないことはセキュリティ上問題があると考えているため、管理する方向で考えていただきたい。

⇒（事務局）パターン1やパターン2が認められないとなった場合、令和7年度までの移行が難しいと考えている。ただし、パターン1やパターン2を認めてもらうためには、住民記録や税の情報はマスタがあるため、パターン1やパターン2であっても一切修正や削除はできない、住登外は登録できる、足りない項目は追加する等の制約は必要になるのではないかと考えている。デジタル庁とは引き続き検討させてほしい。

⇒（デジタル庁）デジタル庁内で十分な議論ができていないが、パターン1やパターン2は令和7年度に向けて標準仕様に準拠する観点から認める方向でないと、政令市等の大規模自治体では性能面の問題で運用できない可能性も考えられるため、パターン3だけに絞り込むことは現段階では厳しいと認識している。

⇒（デジタル庁）論点提起をしてもらうことで、課題や問題点、影響が把握でき、Gov-Cloudに標準準拠アプリを乗せていく理想とする姿と現実的な時間軸とのすり合わせ等を検討していく必要があると考えている。検討すべきことは認識できたため、引き続き検討していく。

○厚生労働省老健局

- ・地域支援事業について補足させてもらう。地域支援事業は介護保険法に規定された事務であるため、その内である総合事業も介護保険法に規定された事務である。このため、総合事業を標準化の対象にすることは、法令上は可能である。一方で、事務局より説明があったように、市町村が独自で運用している部分が多々あるため、標準化することによって事務に弊害があるのではないかとという点と、システムとして標準化の対象としている事務と一体的に提供していることから標準化の対象外と整理することによりシステム上の弊害があるのではないかとという点との兼ね合いを考慮し、標準化の対象とするか否かについては事務局と引き続き検討していく。

○構成員意見

- ・資料4に関するベンダへの確認依頼について、依頼時期と期限を確認させてほしい。

⇒（事務局）11月1日までに依頼を行う予定である。回答期限は11月WTに向けた検討内容であるため、1週間程度で考えている。

○厚生労働省情参室

- ・資料4のNo.123について、「原則として」という言葉を追加してもらったが、表現として強い言葉であると感じるため、自治体が理解しやすいように地域の実情に応じて創意工夫により実施される事業分を標準化範囲外とした趣旨を明記してもらうほうがよいと考える。

⇒（事務局）総合事業は介護予防をもとに策定されたサービスであるA・Bと市町村が独自に策定したサービスであるC・Dがあるが、介護保険の事務が煩雑にならないように国保連合会にて審査支払が委託でき、システム化もされているサービスA・Bは標準化対象とするが、市町村独自のサービスC・Dは標準化対象外とする等、線引きされることも考えられるため、記載をどう見直すかは相談させてほしい。

○事務局

- ・データ削除の実装方法について、住民記録システム標準化検討会にて論理削除のみとし物理削除は行わない方針となっているため、介護保険システムにおいても論理削除のみとする方針に合わせてほしいと意見があった。論理削除であれば処理後もトレースすることが可能となる。また、物理削除をした場合、他システムへの連携にて物理削除した情報が連携できずに差異が発生することも懸念されるためであるとする。データ削除の方針として、論理削除のみとするべきか、他システム連携への影響が出ないよう配慮する前提で物理削除も許容するとしたほうがよいのか、各ベンダの見解を確認したい。

⇒（構成員①）論理削除のみとするべきではない。バッチ処理の性能面を鑑みると、例えば保険料収納の過去データを削除することもあるため、物理削除は必要と考える。

⇒（事務局）保険料収納の過去データを削除するというのは、対象となるデータをバックアップで退避するため、データベースからは物理削除されていると理解でよい。

⇒（構成員）そのとおりである。

⇒（構成員②）性能面を考えると物理削除は必要である。また、誤入力の場合にデータを残す必要があるのかは気になる。

⇒（構成員③）同じく、物理削除は必要である。誤入力の場合にデータを残したくない、削除されたデータの連携も不要であるという自治体もあるため、論理削除のみでは困る自治体も出てくると考える。

⇒（構成員④）物理削除は必要であるとする。性能面等を鑑みると場合によっては物理削除も認めてほしい。

⇒（構成員⑤）基本的に論理削除で対応可能と考えるが、他のベンダ構成員の意見にあったとおり、物理削除も場合によっては必要と考える。

⇒（事務局）ベンダ構成員の見解を踏まえ、住民記録システムの標準仕様として論理削除のみとする方針であっても、介護保険システムとしては場合によっては物理削除も必要であることをWT構成員に説明する。

以 上